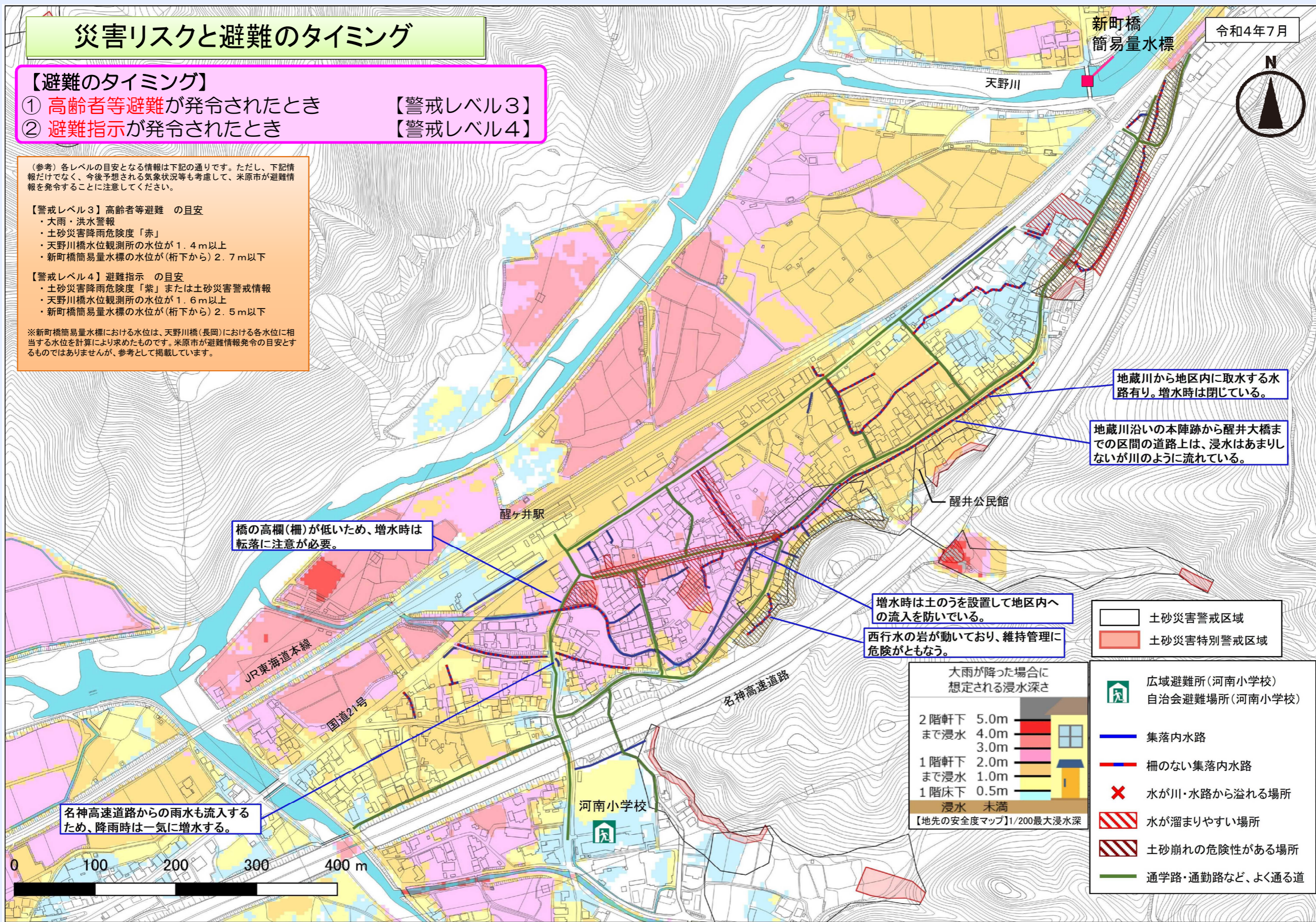


醒井地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画 概要版

そなえる対策(避難計画)

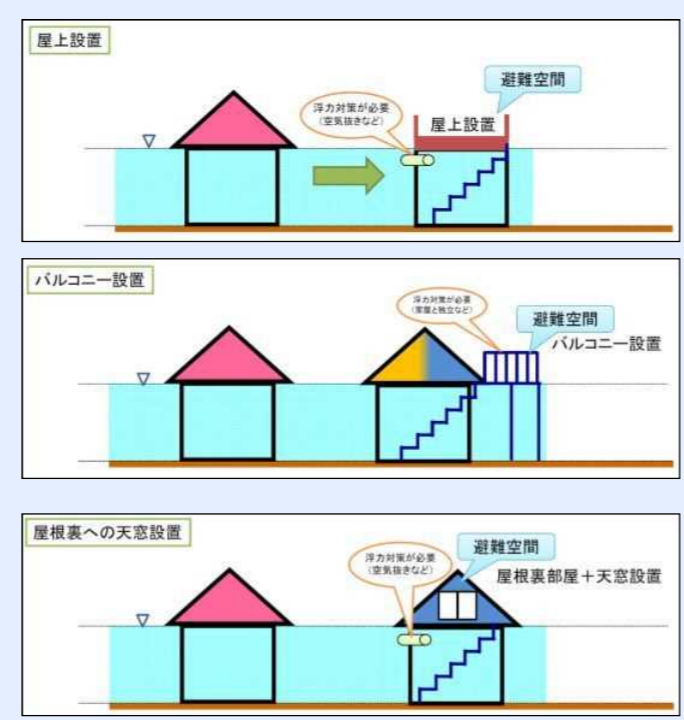
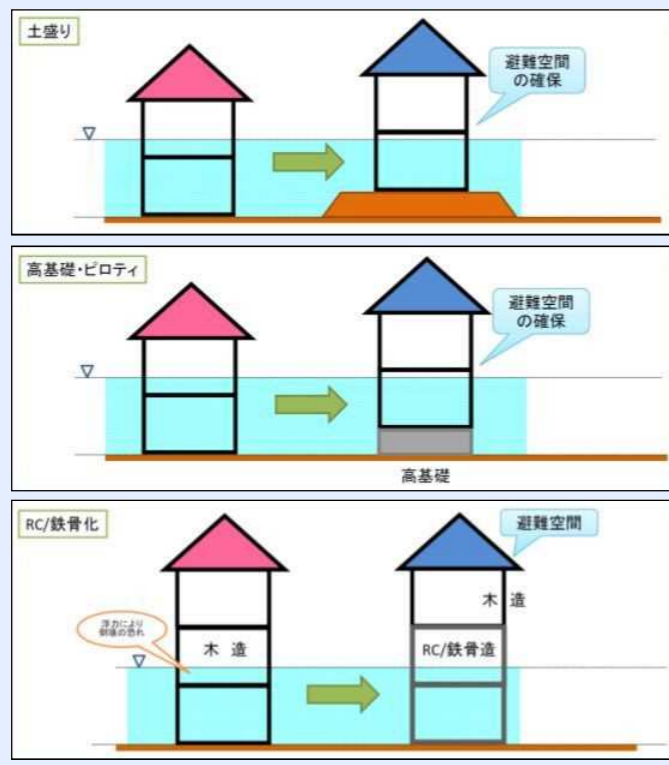
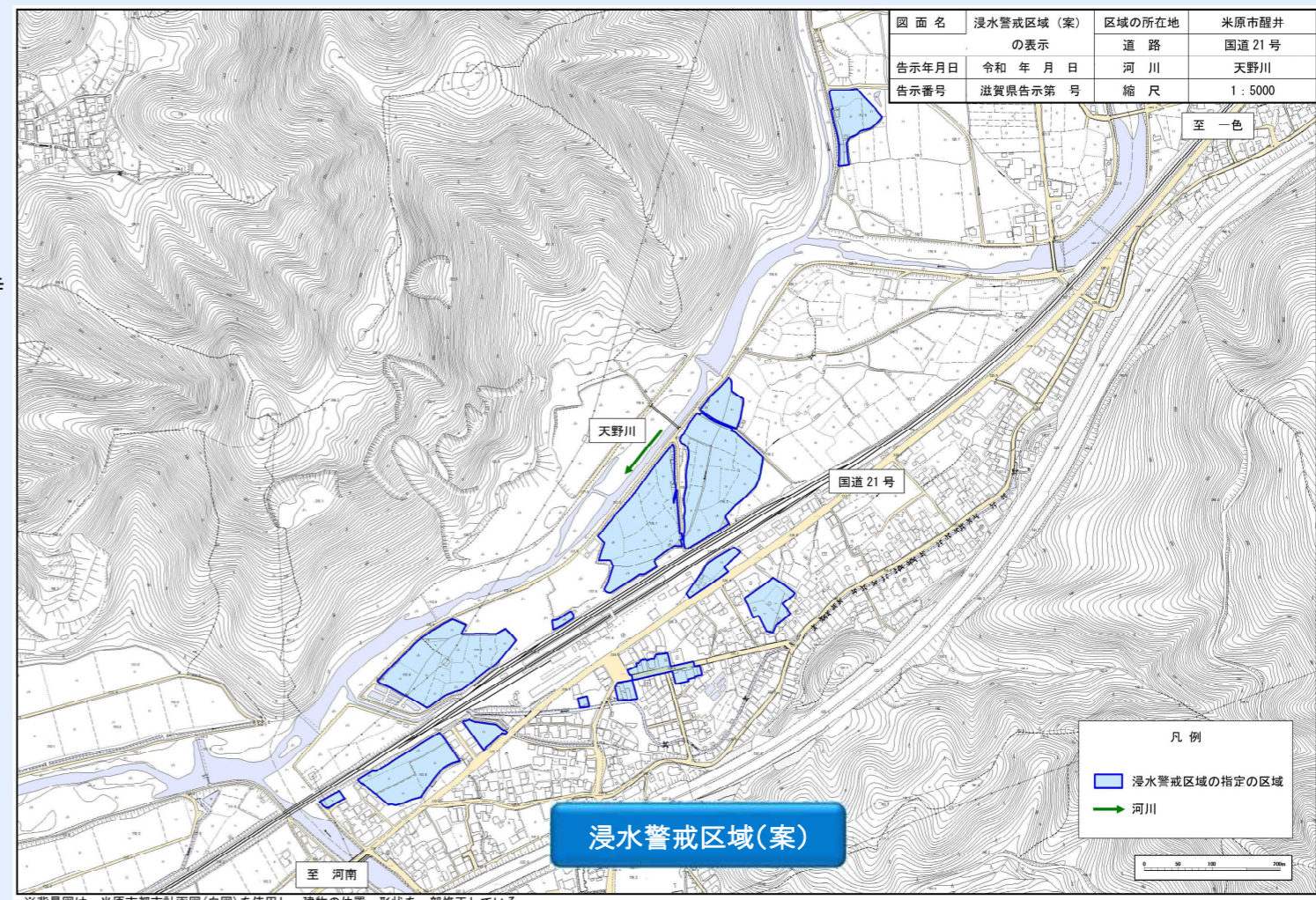


浸水警戒区域制度

- ◆ 滋賀県では「地先の安全度マップ」で想定浸水深がおおよそ3m以上となる範囲を浸水警戒区域として順次指定しています。
- ◆ 指定された区域内で建物の新築・増築・改築をする時には、流域治水条例に基づき、水害時に逃げ場所のある安全な家であることの確認を受けてから、建築する必要があります。

住まいの安全を確保するためのルール

- ◆ 逃げ場所のある家とするには、以下に示すように盛土を施す、バルコニーを作る、基礎を高くするなどの方法があります。想定水位より下の部分は、浸水しても耐えられる丈夫さも求められます。
- ◆ 今すぐ行うことは難しいですが、住んでいる家の建替えなどに合わせて、2階床面の高さを「地先の安全度マップ」の想定水位より高くし、逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。



宅地嵩上げ浸水対策促進事業

- ◆ 「浸水警戒区域」内の既存住宅で、区域指定時に、安全な逃げ場所がないもしくは浸水しても耐えられる丈夫さがないお宅には、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成します。

項目	算出式	金額
A. 補助上限額		4,000,000円
B. 標準工事費	下記の条件により算出した標準工事費×1/2 ・工法:土盛り工法 (なお、嵩上げのみを実施する場合は曳家を含む) ・面積:補助する建築物の建物面積の2倍 ・高さ:想定水位-2.99m-地盤高標高	想定水位および既存建物面積により算定する額
C. 申請者の見積額	※嵩上げ等に係る経費分×1/2	見積額×1/2
補助額		A,B,Cの最小値

